

【受診される皆様へ】

保険証は「毎回」ご提示ください！

- ✓ 厚生労働省のルールにより、保険（受領委任）の適用には受診のたびに資格確認が必要です。「マイナ保険証」または「資格確認書」を毎回ご提示ください。
- ✓ 資格確認ができない場合、一旦「全額自己負担」となる場合がございます。
- ✓ 適正な保険診療のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

